

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監7の第16号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所管所属：浪速区役所

通知日：令和7年6月13日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (3)	<p>仕様書及び履行実績に基づき支出事務を行うよう改善を求めたもの</p> <p>浪速区役所の抽出案件である「障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託」について、次の事実が判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浪速区役所は、本事業の業務委託料の支払方法について、仕様書で「本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、契約書の手続きにより部分払を請求することができる。」と定めている。</li> <li>本事業は、毎月実施する作業、特定の月に実施する作業があるため各月の業務量（出来高）が異なるものであり、浪速区役所は、毎月、事業者から実施内容の報告を受けた上で仕様書に基づき検査を実施していたが、作成した検査調書における検査の合格高は、毎回同じ出来高となっていた。</li> <li>浪速区役所は、事業者が毎回同額での支払いを希望していたことから、上記のとおり検査を行った上で業務委託料を支払っており、結果として、実際の出来高以上の業務委託料を支払っている月があった。</li> </ul> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>浪速区役所は、契約書及び仕様書等の記載事項、履行実績及びその検査結果に基づき業務委託料を支出するよう周知した上で、支出に係る意思決定時に契約書等関係書類と齟齬がないか確認するなどの仕組みを構築し、運用されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に定められた出来高部分に相応する業務委託料相当額について、事業者を確認を行い、令和7年度から毎月の業務量に応じた支払額に改めていくことを事業者と調整した。</li> <li>また、担当者自身が仕様書の内容を理解した上で支払処理を行うことができるよう、引継書に当該契約に係る支払額についての注意事項を記録しておき、担当が異動した場合も後任者が同様の対応ができる仕組みを構築した。</li> <li>なお、業務量に応じて支払額が変わるような契約の支出処理の決裁時には、契約書・仕様書の添付とともに支払計画表を添付し、検査を実施する事業課のみならず、計理担当を含めた複数人による多方面でのチェック機能が働く体制を構築・運用することとし、令和7年4月4日付けで所属内に周知した。</li> </ul>	措置済	令和7年4月4日